相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県土岐市駄知町一九五九番地二、最後の住所岐阜県瑞浪市一色町四丁目五五番地の二　被相続人　亡　小木曽洋雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十一日

岐阜県恵那市大井町二七一番地一四　水半ビル三階

相続財産管理人　弁護士　大岡　琢美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市金石西四丁目四二一番地、最後の住所静岡市葵区上土二丁目一番五七号　被相続人　亡　相川　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十一日

静岡市葵区追手町二―二〇ヤマムラビル追手町六階C号室

相続財産管理人　弁護士　青木惣一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市駅部田町四四一番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　橋本　てる

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十一日

三重県伊勢市吹上一―八―三〇　亀田ビル三階　伊勢法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田形　祐樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府羽曳野市樫山二二七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大谷　俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十一日

事務所滋賀県彦根市小泉町二八五番地二三

相続財産管理人　司法書士　馬場　真作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市山科区御陵鳥ノ向町二九番地、最後の住所京都市伏見区深草泓ノ壺町一七番地の七九　被相続人　亡　水野　公一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十一日

京都市中京区夷川通富小路西入ル北側ムロビル二階加藤・藤田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤田　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県倉吉市上余戸一三九番地、最後の住所鳥取県倉吉市上余戸一三七番地一　被相続人　亡　涌嶋　清美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十一日

鳥取県倉吉市見日町三一七種部ビル

相続財産管理人　弁護士　辻本　周平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市都島区内代町二丁目一一一番地、最後の住所大阪市都島区御幸町二丁目二番一一号　滝本マンション一四号　被相続人　亡　湊　絢子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十一日

大分県中津市新博多町一七六一番地一　武内法律事務所

相続財産管理人　弁護士　武内　庸泰

無縁墳墓等改葬公告

適正な境内墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年六月二十一日

一、墳墓等所在地　富山県小矢部市八和町六―四　宗教法人本行寺境内

一、墳墓等の名称　本行寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳　六十一基

一、改葬を行おうとする者　富山県小矢部市八和町六―四　宗教法人本行寺　住職　櫻栄　優一

平成二十四年六月二十一日

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成24年６月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社エフ・ジェー・トラベル　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３―769号　④株式会社エフ・ジェー・トラベル　千葉県我孫子市布佐平和台３丁目19番11号　代表取締役　藤田登志久　⑤本社営業所　千葉県我孫子市布佐平和台３丁目19番11号　⑥平成19年２月14日　⑧平成24年２月14日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県我孫子市布佐平和台３丁目19番11号　株式会社エフ・ジェー・トラベル　代表取締役　藤田登志久